

いじめ防止基本方針

平成31年3月（最終改訂）

春日市立須玖小学校

目 次

第1章 いじめの定義及びいじめの防止等に関する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 いじめの定義と理解（福岡県いじめ防止基本方針より抜粋）	
2 いじめの防止等に関する本校の考え方	
(1) 基本理念	
(2) いじめの防止等に関する取組について	
①いじめを生まない教育活動の推進	
②いじめの早期発見の取組の充実	
③早期対応と継続的指導の充実	
④地域・家庭との積極的な連携	
⑤関係機関との密接な連携	
⑥教員研修の充実	
⑦取組状況の把握と学校評価の充実	
第2章 いじめ防止等のために学校が実施する取組・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 いじめ防止等のための組織	
3 本校の取組	
(1) いじめを生まない教育活動の推進	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめの早期対応	
(4) 児童生徒理解と教育相談体制の整備	
(5) 教員研修の充実	
(6) 保護者・地域等への働きかけ	
(7) 適切な学校評価・教員評価	
第3章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1 重大事態の意味	
2 重大事態への対処として実施すべき事項	
3 春日市教育委員会又は学校による調査	
(1) 重大事態の発生と調査	
(2) 調査を行うための組織	
(3) 事実関係を明確にするための調査の実施	
(4) その他の留意事項	
4 調査結果の提供及び報告	
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	
(2) 調査結果の報告	
5 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
(1) 再調査	
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	

第1章 いじめの定義及びいじめの防止等に関する考え方

1 いじめの定義と理解

《いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義》

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などと、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

○ 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、いじめ防止対策推進法（以下「報」という。）が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしかからかい。悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ。集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

○ いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあつたという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。

また、学校にあつては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。例えば、好意から行った好意が意図せず相手側の児童生徒に新心囊痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教師の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合も

あるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していくことが必要である。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

（福岡県いじめ防止基本方針より）

2 いじめの防止等に関する本校の考え方

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じるおそれのあるものである。いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

したがって、本校では、子どもを取り囲む全ての教職員一人一人が

「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの子供にも、どの集団でも、どの学校でも起こりうる」
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」

という認識や信念をもち、全ての子どもをいじめから守り、いじめのない子ども社会（いじめの未発見、未解決ゼロ）の実現をめざすこととする。そのためには、学校（教職員）、保護者、地域等がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ相互に協力し、積極的な取組を推進していくものとする。

特に、児童や保護者からの訴えやアンケート・教育相談・様相観察等で、いじめではないかと思われる事案を把握した場合、速やかに管理職に報告し、校内いじめ問題対策委員会が中心となって、事実関係の確認やいじめであるかどうかの判断、いじめられた児童への支援等を迅速かつ適切に行う。管理職は、状況に応じて、いじめの発生、事実確認の結果及びいじめの状況や問題への対応の経緯等について教育委員会に報告する。その際、重大事態につながるおそれがあると考えられる事案など、必要な場合はその都度、速やかに教育委員会に報告する。

（2）いじめの防止等に関する取組について

「いじめのない学校」の実現に向けて、「春日市いじめ防止基本条例」に基づき、「須玖小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に関する方針を共有化する。その方針に基づき、学校全体でいじめから子どもを守る取組を進めていく。いじめの問題は、学校の対応及び指導だけでは十分に効果を上げることが困難な場合がある。そこで、どんな事態であっても適切な対応を行うために、春日市教育委員会をはじめとして、子育て支援課等の行政機関・警察・児童相談所・医療機関・法務局等、多様な関係機関と連携できる体制を構築し、必要な校内組織等を設置する。

その上で、春日市いじめ防止基本方針の第2章3で示した7つの項目にそって、次の7点を柱として本校の取組の具体化を図り、確実に実行していく。

- ① **いじめを生まない教育活動の推進**：いじめの未然防止をめざし、学校の教育活動全体を通じて、次の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進していく。
- 命の教育の推進 ○人間関係・集団づくりの推進
 - 体験活動の推進 ○基本的生活習慣の定着と規範意識の育成
- ② **いじめの早期発見の取組の充実**：いじめは、周囲の大人や友人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するための取組や相談体制を充実させ、適切な対応につなげる。
- ③ **早期対応と継続的指導の充実**：いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。そして、事態の状況に応じ、学校及び市で設置した組織を中核として、各機関との意図的連携を図りながら、適切な対応（一次・二次・三次）を継続的に行う。
- ④ **地域・家庭との積極的連携**：本市が推進する「コミュニティ・スクール」のよさを活かし、学校運営協議会を中心として、日常的な児童の見守りや相談、いじめ認知時の対応における協働体制を構築していく。
- ⑤ **関係機関との密接な連携**：事態の状況に応じ、市教育委員会をはじめとして、各機関との意図的連携を図りながら対応を進める。
- ⑥ **教員研修の充実**：教員のいじめの問題に関する適切な認識と共通理解、危機管理能力や対応能力の向上に向けて、県や市の研修に積極的に参加するとともに校内研修の充実を図る。
- ⑦ **取組状況の把握と学校評価の充実**：自校の取組が効果的な対策となっているかどうか、定期的に確認し、適宜見直しを図りながら取組を進めていく。

第2章 いじめ防止等のために学校が実施する取組

本校では、市と協力して、いじめの防止等ための「須玖小学校いじめ防止基本方針」を策定及び推進し、これに必要な措置を講じていく。

1 須玖小学校いじめ防止基本方針の策定

本校においては、法の趣旨を踏まえ、国や県ならびに市の基本方針をふまえて、いじめ防止基本方針を策定している。

本基本方針は、これまでの取組で対応できるものと新たに取り組まなければならないものを整理し、PDCA サイクルに沿って、方針が適切に機能しているかどうかを「生徒指導委員会（校内いじめ対策委員会）」を中心に点検・評価し、必要に応じて見直すこととする。

学校基本方針を策定するに当たっては、学校運営協議会等で説明したり協議したりするなど、コミュニティ・スクールの機能を生かして充実を図ることとする。なお、策定した学校基本方針については、学校のHPや学校通信等で広く周知を図り、学校・地域・家庭が共有できるようにする。

2 いじめ防止等のための組織

本校は、いじめの防止等のために、既存の組織（生徒指導委員会）を活用して、学校の中核となつて組織的な対応を促進する組織（校内いじめ対策委員会）を設置する。

この組織は、県ならびに市の教育委員会と連携の上、春日市が各中学校に配属するスクールカウンセラーやソーシャルワーカー、関係行政機関の代表など外部の専門家を必要に応じて活用することができる体制を整えている。

本組織の主な役割としては、次のようなものが考えられる。

- 学校基本方針に基づく取組推進や PDCA サイクルに沿った年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめであるかどうかの学校判断
- 関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う中核

3 本校の取組

第1章2(2)で示した7つの項目に沿って、具体的な取組を積極的に推進していく。また、「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)に基づく「早期発見の取組」「校内研修会等の充実」「教育相談体制の整備」に重点を置いた「いじめ問題総合対策計画」を作成し、その計画に沿った確実な実施と評価を行い、組織的、継続的な指導の充実を図る。

(1) いじめを生まない教育活動の推進

第1章2(2)①(いじめを生まない教育活動の推進)で示した4つの観点について、今までの取組のさらなる充実を図る。

○道徳教育の推進

各学年(学級)で実施する道徳の時間において、「生命尊重」「親切・思いやり」「友情・信頼」他いじめ防止に関する授業の充実を図るとともに、人権尊重の立場を明確にして、各教科領域における人権教育の視点に沿った実践を児童の実態に応じて継続的に実施する。

人権学習、特に令和元年度に編制した差別発言に関するカリキュラムの確実な実践を行うこととする。

○人間関係・集団づくりの推進

学級、学年をはじめとする学校での様々な集団において、児童が、自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見つけようとする集団、互いに協力し合い、主体的によりよい人間関係を形成していこうとする集団をつくることに努める。

そのためには、まず、教師が日常的に児童の個々の状況や人間関係をしっかりと把握することが重要である。学級内での友人関係はもとより、学級を超えた友人関係(前年度までの出身学級、習い事等も含む)についても、日頃からアンテナをはっておき、他の教員とも情報交換を行いながら、人間関係の変容や不可解なつながり、新たな関係などを把握できるように努める。

その上で、指導が必要な場面においては、毅然とした指導や児童の思いに寄り添う指導、あるべき姿を示す指導など、内容や状況に応じた適切な指導を行うように心がける。

特に、学力に対する自信のなさや不安、消極的・否定的な態度、周囲からのひやかしやからかいなどが、生徒指導上の諸問題を引き起こしかねない人間関係を生み出す可能性がある。安心して学習できる学級風土(支持的風土)の中で行われる「授業」を大事にする。具体的には「わかる授業」「すべての児童生徒が参加・活躍できる」授業をめざす。

例えば、自他の考えを積極的に比べ合い課題解決を図る、そのためには、さらに、学級活動や児童会活動の充実を通して望ましい集団づくりを心がける。

また、清潔感や安心感のある教室環境は児童の心の安定を促進する。物が放置されている、掲示物がはがれかけているといった状態が続き、児童がそのことへの関心をなくしてしまった状態は、人間関係のほころびにつながる危険性がある。児童とともに、意識的に環境整備に努める。

これらの取組を通して、児童一人一人が自己存在感を自覚し、共感的な人間関係を育む「心の居場所」としての集団が創り上げられ、その中で、児童はお互いの絆を深め、自己実現に向け、健全な成長を続けることができると考える。

また、児童のモデルとなる教師の言動やふるまいを徹底し、呼び捨てや威圧感を与える言葉遣い、軽率なからかい、体罰等、信頼関係を損ねる言動や振る舞いを厳に慎む。

○体験活動の推進

授業における体験的活動はもとより、学校行事や総合的な学習の時間等において、自然体験や高齢者等の様々な人々との関わりを充実させることで、他者への尊敬や畏敬の念などを学び、社会性を高めていくことが必要である。

また、児童一人一人の連帯感・存在感を高めるために運動会や歌声発表会等を、児童の役割や存在意義を実感させるために奉仕・勤労体験活動等、目的を明確にして多様な体験活動の充実を図る。

○基本的生活習慣の定着と規範意識の育成

日常生活における、身体的健康を保つためには、まず早寝早起き朝ご飯などの生活リズムを習慣化することが必要である。さらに、あいさつや整理整頓などを心がけることで、心の安定を図る。さらに、全教育活動を通して、きまりの遵守や正義感等の規範意識を高め、一人一人がたくましく生きる力を育てていく。

【主な基本的生活習慣】

- ・適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養や睡眠など、規則正しい生活習慣
- ・時間を守る、物を大切にす、服装を整えるなど学校生活を営む上で必要なきまりに関する生活習慣
- ・あいさつや礼儀、他者とのかかわりや自らの役割を果たすなどの集団生活にかかわる生活習慣
- ・授業規律や態度、忘れ物をしないなどの学校における様々な活動を行う上での生活習慣
- ・インターネットやスマートフォン等との適切な関わり方

特に、ネット上のやりとりが他者を傷つけ、いじめにつながる危険性があること、正しい使い方やマナー遵守の重要性、トラブルに巻き込まれた際の対処法などを十分に学ばせておく必要がある。

以上のような生活習慣の形成を充実させていくため、学校の実態や学年の発達段階に応じた指導を心がけるとともに、コミュニティ・スクールの機能を生かし、地域や家庭と連携した取組を進めていくことに努める。

(2) いじめの早期発見

早期発見に向けて「観察」「情報収集」「客観的理解」の三点から積極的な取組を行う。気になる様子や入手した情報、調査結果等は、すぐに学年主任や管理職等に「報告」「連絡」「相談」し、早急な対応につなげる。

○いち早く児童の変容に気付くために、学校でも家庭でも日常的な「観察（様相チェック）」を心がける。

(児童) 登校時から朝の会・教科等の時間・休み時間・給食時間・清掃時間
帰りの会から下校時

(環境) 物の様子 整理整頓

(家庭) 服装や持ち物・身体面・日常会話・登校前の様子・友達関係 等

*特に携帯電話等を活用した他者との関わりには十分に目を配る。

○些細な(と判断してしまう)トラブルや悪ふざけ、ちょっかい、冗談交じりの行為等についても、その後の頻度増や関係悪化、行為の悪質化等につながっていないか十分に観察しておく必要がある。

○定期的な教育相談や相談窓口の設置、連絡ノートの確認等による積極的な「情報収集」を心がける。

(教育相談) 年間3回の定期的な教育相談週間を設定し、全児童を対象とした観察やアンケート調査結果等と連動させた、個人面談等の教育相談活動を計画的に実施する。

(相談窓口) 相談したいことを自由に入れることができる相談ポストを全校に設置し、いつでも相談できる体制を整える。ポストは、児童が周囲の視線を気にすることなく投函できるよう、職員室付近など設置場所を考慮する。ポストは毎日チェックして早期対応につなげる。

また、ポストに限らず、児童が気軽に相談できる環境や風土づくり、どの教職員にでも相談できる体制づくりに心がける。

○定期的なアンケートを確実に実施し、児童生徒の内面や証言など「客観的理解」に努める。

また、個人カルテなど児童の記録を活用し早期発見につなげる。アンケート結果は速やかに担任や学年主任等が確認するとともに、学年会や生徒指導委員会で必ず点検して情報の共有に努める。

(定期アンケート) ①又は②を毎月実施する。

① 「いじめに特化したアンケート」: 年8回

② 「学校生活に関するアンケート(生活アンケート)」: 年3回

(保護者アンケート) 保護者を対象とした児童の様相に関するアンケート

(チェックリスト) 気になる様子をいち早く発見するために、保護者や教職員が定期的にチェックする。

(3) いじめの早期対応

① 毎月1回「生徒指導委員会」を開催するなど、いじめ問題への組織的な対応に努める。なお、いじめ事案を認知した場合やアンケート等で気になる兆候を見出した場合は、臨時に「生徒指導委員会」を開催し、早急に対応策を講じる。

② いじめ事案を認知した場合は、すぐに対応策を講じる。教育委員会に電話で第一報を入れる。

《いじめられた児童への基本対応》

【一次対応：緊急】

① 事実関係の把握

・「いつ、どこで、誰に、何をされた(言われたか)」を本人に具体的に確かめながら記録

・聴き取りをした内容については時系列に整理

・聴き取りは最も信頼されている教師等が対応するなど、学校全体で組織的に対応

② 安全確保と全面的な支援(心のケア)

・緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校(相

談室・保健室等)も検討

③ 校長及び関係職員ならびに保護者への報告

- ・聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告
- ・必要に応じて、緊急U&C委員会の開催
- ・保護者に不安感や不信感を抱かせることがないよう十分配慮

④ 教育委員会への報告

- ・いじめと認知した事実についてはすべて報告。

＊市教委へは電話で第1報。後日『春日市「いじめ」に関する報告書』を作成して提出する。

＊県教委（福岡教育事務所）への報告

○様式1「生徒指導上の諸問題に関する実態調査」（月例報告）

→項目2「生徒間暴力」の中には「いじめ」に該当するものがある。

その場合には「生徒間暴力」の件数と合わせて「いじめ」の件数に計上する。

○様式5-1「いじめに関する実態調査集計」（小学校）

「いじめに関する実態調査（個票）」【校内集約用】

○様式7「事件・事故等報告書」

→「いじめ」事案のうち、重大事態に至るおそれがあると考えられる場合、様式7を速やかに提出する。

○様式10「暴力行為に関する実態調査」

→様式5のとの関係で、「いじめ」に○をつける。

【二次対応：短期】

- ① いじめられている児童の指導・援助の方策案の協議（U&C委員会）
- ② 支援体制方策についての全職員による共通理解
- ③ 担当者の確認（いじめられている児童と最も信頼関係ができていない教師）
- ④ 担当者となった教師を中心とした児童の支援
- ⑤ 担当者をサポートするプロジェクトチーム（児童にかかわりの深い教師数名）の組織化と日常的な指導や援助へのサポート

【三次対応：長期】

いじめられた児童の学級及び手段への適応の促進

- ・チェックリスト等を活用した日常的な観察、定期アンケートの活用（継続指導）
- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング等の実施
- ・別室登校や弾力的な学級編制の工夫等

※「いじめられている児童を全面的にし支援し、守り抜く」姿勢で対応する。「いじめられている側にも問題がある」という対応は絶対に行わない。

※教育委員会や関係諸機関とも積極的に情報の共有化、共通理解を図る。事案によっては「春日市いじめ防止等対策推進委員会」の協議結果等をふまえて対応する。

《いじめた児童への基本対応》

【一次対応：緊急】

- ① 複数教師による事実と経緯の確認
 - ・いじめた児童が複数の場合、複数の教師で同時に事実と経過の聴き取り

- ・「いつ、どこで、誰に、何をした（言った）か」を具体的に記録
- ・事実関係と指導を明確に区別（感情的、決めつけを避ける）
- ② 校長、関係職員及び保護者への報告
 - ・聴き取り結果を時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告
 - ・複数の教師で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握
 - ・保護者との信頼関係を築き、共通理解や協働意識をもって解決を図る

【二次対応：短期】

- ③ いじめの態様等による指導方針の立案と職員間の共通理解
 - ※いじめの態様等：「冷やかす・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」など

【三次対応：長期】

- ④ 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けた継続的な指導
 - ・保護者の養育態度の変容等への支援
 - ・3（2）いじめを生まない教育活動の積極的な実施

《いじめ正当化の心的メカニズムを十分に理解した上での指導》

- 「責任の回避」・・・やらなかったら自分がやっている。みんなもやっている。
- 「危害の否定」・・・たいした害は与えていない。口で言っただけ。
- 「被害の否定」・・・相手はやられて当然のことをした。
- 「避難者への非難」・・・自分だっていじめられていた経験がある。大人だってする。
- 「高度の忠誠心への訴え」・・・自分の所属集団のルールからすれば間違っていない。

《まわりの児童への基本対応》 ここから！

【一次対応：緊急】

- ① 事実関係の確認と当事者意識の高揚
 - ・いじめを受けた心の痛みの感得、人間として許されない行為であることへの理解
 - ・見て見ぬふりやはやし立てたりする行為もいじめと同様であることへの理解
 - ・いじめをやめたり仲裁したりすることも大切な役割であることへの理解

【二次対応：短期】

- ② 人間関係形成能力を高める同意特・特別活動等の実践
 - ・違いを認め、尊重し合う共感的人間関係づくり

【三次対応：長期】

- ③ 自己存在感を実感できる学級づくり・授業づくりの推進
 - ・一人一人に活躍の場をつくる
 - ・「できた・わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動等
 - ・継続的な児童及び集団の観察と指導

- ③ 教育委員会や子育て支援課、児童相談所、各中学校ごとに配属しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校専任教員等と連携し、事案に応じた適切な対応に努める。

(4) 児童理解と教育相談体制の整備

児童理解は、いじめの未然に防ぐための基盤である。児童理解を深めるためには、児童が心を開くことが前提となる。したがって、日頃から、児童の思いに寄り添い、共感的に関わり、受容する姿勢で児童と関わることが求められる。このことは、担任をはじめ、全教職員が同じ心構えで児童と接することが重要である。

児童理解を、意図的に行う機会が教育相談である。教育相談の主な目的は「問題解決」「予防」「成長促進」である。

定期的な教育相談は、日頃から児童と関わっている担任を中心に校内の教職員が行う。その中で、さらに関わりを深める必要がある場合には、各中学校ごとに配属しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・不登校専任教員等と連携し、多様な教育相談の体制を確立する。必要に応じて外部の相談機関も紹介する。

(5) 教員研修の充実

○教師自身の感受性や共感性、危機管理意識等を高める校内研修を実施する。事例研修会やロール・プレイングの手法を活用した演習等、研修方法を工夫する。

○校内研修では、積極的な外部講師の招聘等を通して多様な視点からいじめ問題について考える機会としてとらえる。

(4月：基本方針や総合対策に関する研修 5月：児童生徒理解に関する研修)

7月：いじめの未然防止や早期発見・早期対応等のポイントに関する研修)

(6) 保護者・地域等への働きかけ

○家庭用チェックリストの積極的な活用を図る。

○保護者からの相談には共感的に耳を傾け、こまめに情報交換を行うなど、協力して対応することに努める。日常的な信頼関係の構築とともに、安心感を感じてもらえるよう、児童の立場に立った誠実な対応を心がける。

○学級懇談会や成人講座等を通して、子どもを取り巻く諸問題や子どものサインに気付く方法など、いじめの防止に関わる保護者としての意識を高める。

○相談窓口に係る情報を積極的に知らせ、相談機関を紹介できる環境づくりに努める。

○コミュニティ・スクールの機能を生かして、学校運営協議会を中心に「安心して過ごせる環境づくり」「居場所づくり」等に関わる積極的な意見交流を行い、情報共有に努める。

(7) 適切な学校評価・教員評価

○学校評価において、いじめの有無やその多寡にとどまらず、実態把握や対応に向けてどのような取組を行ったのかを評価するように努める。

○学校基本方針に基づく取組推進や PDCA サイクルに沿った年間計画の作成・実行・検証・修正に関する学校評価を実施するように努める。

○平成22年7月に改訂されている文部科学省「学校評価ガイドライン」における生徒指導に関する評価指標等を参照して適切に評価するように指導する。

○教員評価の中の「生徒指導」に関する項目については、いじめ防止等につながる取組をふまえて評価を行い、その後の取組の充実に活かされるように工夫する。

第3章 重大事態への対処

重大事態への対処については、春日市いじめ防止基本方針に基づき、春日市教育委員会が調査を行う。学校は、市教育委員会の調査に協力する。

(以下、春日市基本方針より抜粋)

1 重大事態の意味（法第28条第1項）

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 「いじめにより」などの定義については、県いじめ防止基本方針に基づく。

2 重大事態への対処として実施すべき事項

(1) 春日市が調査を行う場合に実施すべき事項（法律事項の整理）

- 重大事態について市が学校設置者として調査を行う場合の、春日市いじめ防止等対策推進委員会の設置と事実関係の調査（第28条第1項）
- 市が学校設置者として調査を行った場合の関係児童生徒及び保護者への情報提供（第28条第2項）
- 学校が調査を行う場合は学校の調査への指導・支援（第28条第3項）
- 重大事態の発生に伴う市長への報告（第30条第1項）
- 春日市いじめ防止等調査委員会（市長の附属機関）を設けての再調査（第30条第2項）
- 市長による調査結果の議会への報告（第30条第3項）
- 重大事態への対処及び再発防止のための措置（第30条第5項）

(2) 学校が調査を行う場合に実施すべき事項（法律事項の整理）

- 学校が調査を行った場合の関係児童生徒及び保護者への情報提供（第28条第2項）
- 重大事態の発生に伴う市教育委員会を通じた市長への報告（第30条第1項）

3 春日市教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

- 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に、事態発生について報告する。
- 市教育委員会は、学校で重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会に報告する。
- 市教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、市長へ事態発生について報告する。
- 市教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織を判断する。
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会

において調査を実施する。

- 学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導又は人的措置も含めた適切な支援を行う。

(2) 調査を行うための組織

- 調査の際に、調査を行うための組織は「春日市いじめ防止等対策推進委員会」とする。
- 「春日市いじめ防止等対策推進委員会」に加える専門家は「弁護士・医師・学識経験者・心理又は福祉に関する専門家・その他の適任者」とする。
- 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 学校と市教育委員会は、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために、事実きちんと向き合い、調査組織に対し積極的に資料を提供する。
- 事実関係を明確にするための調査に関して、具体的な調査方法や調査上の留意点については、県いじめ防止基本方針の4(3)③アとイを遵守する。

(4) その他の留意事項

- 事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できない場合は「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、過去の調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- 重大事態が発生した場合には、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーに配慮する。

4 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。したがって、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮した上で、適時・適切な方法で経過報告を行う。いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことは行わない。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保

護者に提供する必要があることを、調査に先立って調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

(2) 調査結果の報告

○ 学校に係る調査結果は、市長に報告しなければならない。併せて、県教育委員会に対しても報告する。

(1) の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

5 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

○ 法第30条第2項に規定する調査の結果について4(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

○ 調査組織は、市長の附属機関として設けた「春日市いじめ防止等調査委員会」とする。本調査委員会は「弁護士・医師・学識経験者・心理又は福祉に関する専門家・その他市長が適任と認める者」で構成する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。具体的には、指導主事の派遣による重点的な支援、教職員の配置など人的体制の強化、外部専門家の追加配置、予算確保などが考えられる。

また、市長は再調査を行った結果を議会に報告する。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じて適切に判断する。特に、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

【資料】「重大事態について」

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(例)・児童生徒が自殺を企画した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

※ 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は、目安にかかわらない。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(H26月例報告 提出要領より)